

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に関する委員意見と対応

1 環境審議会意見と対応

委員名	該当頁	意見	対応
名倉委員	47	豚熱に感染したイノシシの死骸が養豚農家の豚舎近くで発見され、家畜に感染するのではないかという風評被害について養豚農家が心配しているため、公表する場合は十分に考慮していただきたい。	家畜の防疫業務を所管している経済産業部畜産振興課へ伝達済み。
小野寺委員	30	特定猟具使用禁止区域の指定にあたり、もともと住んでいる方以外の地元の意向の集約の仕方について工夫してほしい	鳥獣保護管理法及び「鳥獣保護区指定等の事務取扱要領」に基づき、意見の集約における利害関係人の選定にあたっては市町と調整し、区域内の自治会や関係農協、山葵組合や椎茸組合といった関係組合組織等25の多様な団体から幅広く意向を集約している（別添のとおり）。 利害関係人32人から意見を集約している地域もあり、地域の実情に応じて、幅広く対応している。委員からいただいた御意見については、各農林事務所に伝え、市町と農林事務所との連絡を密にし、従来から住んでいる方以外の方の御意見も反映できるよう努める。

2 鳥獣保護管理部会意見と対応

委員名	該当頁	意見	対応
勝又委員	19-23	離農者の農地は荒らされ放題であるが、離農してしまえば被害として届けられない。そういうものについては、どういう現状把握をしているのか	県（農業局）が実施する被害状況調査では、国により指示された調査方法により、販売農家を対象に被害額・面積を把握しており、離農者の農地や自家消費用の農地の被害状況については把握していない。 そこで、県では令和元年度から、集落を対象に定期的にアンケート調査を実施して、被害増減、加害獣種、防止対策実施の有無とその効果等について、地域全体の被害の実態把握に努めている。

石原委員	47	感染症への対応について、マダニによるSFTSが野生鳥獣にどのような影響を与えているのか	マダニが野生鳥獣に何か影響を与えているという状況ではない。説明資料の記述を修正する(別添)。
------	----	---	--

3 鳥獣保護管理部会事後意見と対応

委員名	該当頁	意見	対応
澤井委員 12月8日	19-21	航空機の安全確保のため、制限を緩和することについて、空港側では敷地内への獣類の侵入を防ぐ策はなにか講じているか。空港として捕獲以外の方法もとることができるように、県或は市が積極的に支援できたらよい	富士山静岡空港に確認したところ、敷地を囲うフェンスの下にコンクリート板で表面を覆つて穴掘りを防止したり、水路設備にスクリーンを設置したりして獣類の侵入防止策を講じており、また、日々の巡回において、進入路(掘られた穴など)を発見した都度、土のうで塞ぐなど対応しているとのことであった。 なお、捕獲以外の方法としては上記のような侵入防止策が考えられるが、空港の施設整備費用については費用負担の割合が定められており、滑走路等の施設は運営権者の全額負担になっている。
澤井委員 12月8日	22-24	第10表、11表(予察表)について、具体的な事例を少し上げてもらえると、地域の現状の紹介にもなり意見が出やすいのではないか	予察表は、市町から報告のあった被害発生状況を元にとりまとめ作成しているが、具体的に予察表に取り入れるよう要望があったものは、別表1のとおり。 また、捕獲等許可基準の緩和について、「航空機の安全」以外で改正するのは、別表2のとおり。

(別表1) 予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生地域 (要望元)	要望理由
サル	果樹類	函南町	直近2～3年において農作物被害が発生している
タヌキ	飼料作物、野菜類	函南町	
アナグマ	豆類、野菜類、果樹類	函南町	
タイワソリス	椎茸ほだ木	(林業振興課)	椎茸ほだ木に被害が発生している

(別表2) 捕獲基準の緩和

鳥獣名	許可基準(許可口数・ 捕獲羽(頭) 数上限)	要望元	要望理由
カワラバト (ドバト)	3か月→6か月	富士市	年間を通じた被害(家屋) 報告あり
ニホンジカ	600頭→700頭	御殿場市	捕獲頭数が増加し、上限に 迫っている
サル	6か月→12か月	裾野市	年間を通じた被害(水稲、野 菜類、果樹類等)報告あり
アナグマ	3か月→6か月	裾野市、函南町	年間を通じた被害(野菜類、 豆類、果樹類、イモ類等)報 告あり

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 技術

鳥獣保護区指定等の事務取扱要領 技術

鳥獣保護区、特別保護地区及び特別保護指定区域、指定獣法禁止区域、獣区、特定獣具使用禁止区域並びに狩猟執取捕獲禁止区域の指定については、下記により処理する。

(略)

第十九条 都道府県知事は、…次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

(略)

3 …都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公団体の意見を聽かなければならぬ。
4 …都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公団体の名称、区域、存続期間及び該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の聴聞に供しなければならない。

5 前項の規定による公告がなされたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の件及び利害関係人は、…指針案についての意見書を提出することができる。

6 …都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときは、その他の鳥獣保護区の指定又は変更に際し広く意見を聽く必要があると認めるとときは、…
都道府県知事においては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

(以下、略)

(特定獣具使用禁止区域等)

第二十五条 都道府県知事は、…特定獣具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定獣具の種類ごとに、特定獣具使用禁止区域又は特定獣具使用制限区域として指定することができます。

(以下、略)

関係先との協議

1 農林事務所は、関係市町並びに国及び県の関係出先機関(….)と指定区域の内容等について十分打合せを行い、指定についての確認を得る。

2 市町との打合せにより、指定区域についての利害関係者を業種別に代表者を選定する。

3 利害関係者に対する説明 農林事務所長は、選定した利害関係者と市町当局を交え、指定についての趣旨、目的、指定後の管理等について説明し、実施策への理解と協力を求めること。

4 指定計画書の作成 農林事務所は、関係方面と十分打合せを行った上で、指定計画書

(….)を作成…する。(略)
なお、鳥獣保護区の期限更新、休耕区、特定獣具使用禁止区域の指定など公聴会を開催することを要しないものについては、あらかじめその旨による利害関係者の同意を、また鳥獣保護区の新規指定、区域変更、性別保護地区の指定等公聴会を開催する必要があるものについては、別紙様式第11号による利害関係人名簿を計画書に添付する。

(略)

5 指定公告等 鳥獣保護区等の指定のために行う公告による公衆の聴聞時に、利害関係人等から異議又は意見書の提出があつた場合は、あらかじめその旨を公表し、…公衆の聴聞に供する。

(略)

6 公聴会の開催 鳥獣保護区等の指定のために行う公聴会は、…公聴会を開催する時に自然保護課は公聴会を開催する。

(以下、略)

計画書の毛概要

(略)

□添付書類

(略)

3 同意書(様式第10号)
指定をする旨の公告(縦覧)をする必要のないものの(鳥獣保護区の新規指定以外)

4 規格(拡大指定含む)及び特別保護地区の新規指定(様式第11号)
指定をする旨の公告(縦覧)をするもの。人数は10人以内を上位とする。

(鳥獣保護区の新規指定(拡大指定含む)及び特別保護地区の指定)

鳥獣保護区指定等の事務の流れ

月	特別保護地区の再指定	鳥獣保護区の新規指定 (区域の拡大を含む)	鳥獣保護区の区域変更 (区域の縮小)	鳥獣保護区の期間更新	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定、再指定	休耕区及び特定獣具使用禁止区域の(市)指定
11						
依頼(自然保護課⇒農林事務所)						
~	利害関係人・関係機関との事前打合せ等 (森林管理署・河川事務所等)	利害関係人・関係機関との事前打合せ等 (森林管理署・河川事務所等)	利害関係人・関係機関との事前打合せ等 (森林管理署・河川事務所等)	利害関係人・関係機関との事前打合せ等 (森林管理署・河川事務所等)	利害関係人・関係機関との事前打合せ等 (森林管理署・河川事務所等)	利害関係人・関係機関との事前打合せ等 (森林管理署・河川事務所等)
3	利害関係人より同意書 計画書提出(期限: 3月中旬) (農林省自然保護課)					
4	計画書見直し	計画書見直し	計画書見直し	計画書見直し	計画書見直し	計画書見直し
5	指定の公告 (2週間の縦覧)	指定の公告 (2週間の縦覧)			指定の公告 (2週間の縦覧)	
6	公聴会の公告 (3週間)	公聴会の公告 (3週間)			公聴会の公告 (3週間)	
7	公聴会開催 県環境審議会へ諮問	公聴会開催 県環境審議会へ諮問			公聴会開催 県環境審議会へ諮問	
8	鳥獣休耕区標識等登注					
	ハンターマップ登記					
9	県環境審議会へ報告・答申 地方整備・農政局 協議	県環境審議会へ報告・答申			県環境審議会へ報告・答申	
10	環境省 出 告示(県公報)					
11	県公報の提出 (自然保護課⇒環境省)	県公報の提出 (自然保護課⇒環境省)	県公報の提出 (自然保護課⇒環境省)	県公報の提出 (自然保護課⇒環境省)	県公報の提出 (自然保護課⇒環境省)	県公報の提出 (自然保護課⇒環境省)

2 (1) 国の基本指針に基づく変更

イ 感染症への対応

(ウ) その他感染症への対応

マダニによるSFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の患者が県内で発生していることから、情報収集・監視や関係部局との情報共有に努める。(p47)

富国は美しい“ふじのくに”

静岡県

15

修正資料

2 (1) 国の基本指針に基づく変更

イ 感染症への対応

(ウ) その他感染症への対応

鳥インフルエンザ、豚熱以外の野生鳥獣に関する感染症(口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等これまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症)についても、情報収集・監視や関係部局との情報共有に努める。(p47)

富国は美しい“ふじのくに”

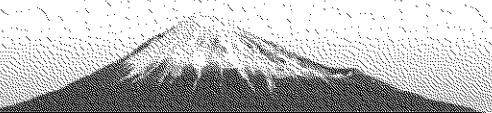
静岡県

15

第12次鳥獣保護管理事業計画	第13次鳥獣保護管理事業計画(案)
<p><u>· その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。</u></p>	<p>(3) その他感染症</p> <p><u>上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たつての対応の必要性、対応方法等について検討するとともに、必要に応じて狩猟者への情報提供等を行う。</u></p> <p><u>例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。</u></p>

富國有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項に基づき、各都道府県において「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(国の基本指針)に即して策定する5か年の計画である。現行の第12次計画の期間が令和4年3月末までとなっているため、次期第13次計画について下記のとおり策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2 計画（案）の変更点

(1) 国の基本指針に基づく変更

ア 鳥獣の保護の推進

(ア) 錯誤捕獲の防止

- ・カモシカの生息区域が拡大し、錯誤捕獲が懸念されるため、くくりわなの使用において、生息状況等を勘案する対象に「カモシカ等」を追加する。
- ・迅速かつ安全な放猟を実施できるようにするために、捕獲許可した者への指導において、わなの適正使用や事前の放猟場所の確保等の指導方針を追加する。

(イ) 捕獲許可した者への指導

捕獲物等の処理等について、感染症の拡大が懸念される場合は捕獲作業実施の際の防疫措置をとるよう指導を徹底することや、外來鳥獣（例：アライグマ、ヌートリア、タイワンリス等）について捕獲後に放鳥獣しないよう指導することを追加する。

イ 感染症への対応

(ア) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

発生時の対応体制を強化するため、国による研修の情報提供などを通じて、野鳥サーベイランス・野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努めることとする。

(イ) 豚熱等への対応

令和元年10月以降、県内で野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、関係部局と連携し、捕獲強化等の対策を推進し、感染収束に努める。

また、国内への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱についても関係部局と連携し、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化など、侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。

(ウ) その他感染症への対応

鳥インフルエンザ、豚熱以外の野生鳥獣に関する感染症（口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウェストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症）についても、情報収集・監視や関係部局との情報共有に努める。

(2) 県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定

ア 鳥獣保護区、特別保護地区等の指定・更新

(ア) 計画期間中に指定期間が満了する鳥獣保護区（55か所）及び特別保護地区

（3か所）は、関係者の合意形成に努めた上で、期間更新を原則とする。

イ 特定猟具使用禁止区域、鳥獣捕獲禁止区域等の指定

(ア) 計画期間中に指定期間が満了する特定猟具使用禁止区域（53か所）及び狩

猟鳥獣捕獲禁止区域（4か所）は、地元の意向を踏まえつつ再指定を原則とする。

ウ 鳥獣の捕獲等許可基準の緩和等

(ア) 一部鳥獣について、被害発生状況に応じて航空機の安全に係る鳥獣捕獲許可基準の新設、鳥獣捕獲許可基準の数量・期間を緩和する。（表1）

(イ) 人の生活圏へのツキノワグマの出没を抑制するため、果樹や生ゴミ等の誘引物の除去等、出没防止対策の普及啓発に取り組む。

(表1) 【緩和する主な鳥獣】

種名	12次計画(現行)	13次計画	備考
ムクドリ	3か月、600羽	3か月、600羽	(変更なし)
	—	12か月、400羽	航空機の安全(新設)
カワラバト (ドバト)	3か月、600羽	6か月、600羽	許可日数の上限の緩和
	12か月、400羽	12か月、400羽	航空機の安全(変更なし)
ニホンジカ	12か月、600頭	12か月、700頭	捕獲頭数の緩和
サル	6か月、40頭	12か月、40頭	許可日数の上限の緩和
キツネ	3か月、30頭	3か月、30頭	(変更なし)
	—	12か月、20頭	航空機の安全(新設)
アナグマ	3か月、30頭	6か月、30頭	許可日数の上限の緩和
	—	12か月、20頭	航空機の安全(新設)

※下線は変更箇所

エ 鳥獣保護管理事業における実施体制の整備

(ア) 狩猟者の負担を軽減するため、各種申請の電子化の導入に取り組む。

(イ) 鳥獣保護センター機能のあり方について、今後も引き続き検討する。

(3) その他所要の修正

年度の表記や現状、実績の時点修正等